

日常生活圏域の設定について

【日常生活圏域とは】

日常生活圏域は、地域包括ケアシステムを機能させるための「実務的な最小単位」としての役割を担う。

生活上の安全・安心・健康を確保するため、医療や介護だけでなく福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが適切に提供できるよう、地理的条件や人口、交通事業、その他の社会的条件やサービスの整備状況を踏まえ設定する。

地域包括ケアシステム推進に中核的な役割を担う地域包括支援センターは、圏域ごとに設置。

第10期計画期間は、第9期計画期間と同様、6圏域として設定する。

- ・推計人口から、北部以外の4圏域は、2か所の包括を置くのに最適な人数。(3,000人～6,000人)
- ・支援が必要な人が増加する75歳以上人口の割合は増加する。
- ・北部の2圏域は人口は少ないが、高齢化率が高く、面積が広いことを考慮。

圏域	包括支援センター	担当地区	R8.4.1 時点			R16.4.1 時点推計			R16-R8
			第1号被保険者数	高齢化率	75歳以上割合	第1号被保険者数	高齢化率	75歳以上割合	第1号被保険者増減
1 東部	東部第1	東岐波・川上	6,417	34%	60%	6,537	38%	62%	120
	東部第2	西岐波・常盤	7,296	36%	62%	6,694	37%	64%	-602
2 西部	西部第1	西宇部・厚南	6,030	35%	58%	5,686	36%	67%	-344
	西部第2	黒石・原	4,625	28%	60%	4,404	28%	62%	-221
3 中部	中部第1	上宇部・小羽山	6,319	34%	62%	5,685	35%	67%	-634
	中部第2	新川・鵜の島・藤山	6,559	31%	62%	6,247	31%	61%	-312
4 北部東	北部東	厚東・二俣瀬・小野	1,899	55%	63%	1,611	54%	71%	-288
5 北部西	北部西	船木・万倉・吉部	2,035	42%	62%	1,885	46%	62%	-150
6 南部	南部第1	恩田・岬	5,227	34%	63%	4,705	34%	64%	-522
	南部第2	見初・神原・琴芝	6,166	36%	62%	5,645	37%	61%	-521

※R10～の包括委託期間を6年間と仮定し、委託終期(R15年度末に近いR16.4.1)と比較

【日常生活圏域の影響】

①圏域ごとに地域包括支援センターを設置、1包括の人員基準を 3,000～6,000 人ごとに設定

宇部市地域包括支援センター要綱

第2条(設置区域) センターは、宇部市高齢者福祉計画に掲げる日常生活圏域ごとに設置するものとする。

宇部市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例

第四条 一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。

②介護サービスの種類ごとの見込量

介護保険法に基づき、介護保険事業計画に日常生活圏域ごとに均衡のとれた介護サービスの提供が行われるよう、グループホームなどの必要利用定員総数や指定地域密着型サービスの種類ごとの見込量を定める。

③地域分析とニーズの把握

圏域単位で高齢化率、認定率、独居世帯の割合等の地域特性を可視化・分析することで、そのエリア特有の課題に応じた対策が立てやすくなる。

④地域ケア会議の運営と多職種連携

個別課題の解決や地域課題の抽出を行う「地域ケア会議」を圏域単位で開催しており、圏域内の医療機関、介護事業者、民生委員などが顔の見える関係を築くためのネットワーク構築の範囲として機能している。